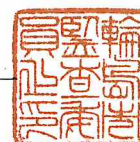


輪島市監査公表第23号

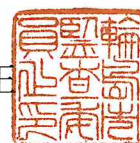
地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和2年2月10日

輪島市監査委員 高森 宝一



輪島市監査委員 大宮 正



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

令和元年12月25日（水） 会計課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高森 宝一

輪島市監査委員 大宮 正

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた令和元年度監査資料（平成31年4月から令和元年10月まで）に係る事務事業全般及び平成30年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○公金については、一時借入を行うことのないよう一般会計、特別会計及び基金を一括管理している。今後も、それぞれの会計毎に収支の整理を行い、誤りを生じることがないように慎重な会計管理に努めていただきたい。

○基金の運用について、低金利のなか定期預金の有利な運用に努力しているが、国債等の購入による運用に関しても検討を行っていただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。